

第110回郡山市都市計画審議会 議事録（概要）

- 1 開催日時
令和5年8月9日（水） 午前9時30分から午前10時30分まで
- 2 開催場所
郡山市役所西庁舎 5階5-1-1会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 17名（20名中）
 - (2) 事務局 9名
- 4 会議の公開・非公開の別及び傍聴者
公開 傍聴者2名
- 5 議題
 - (1) 報告事項
第109回郡山市都市計画審議会に付議された案件について
 - (2) 議事
議案第3号 県中都市計画地区計画の決定について(安積町吉田地区計画)
議案第4号 県中都市計画地区計画の決定について(三穂田町川田一丁目地区計画)
 - (3) その他
郡山市都市計画マスタープラン（原案）の作成状況について

各項目について事務局から説明を行い、委員の同意を得た。

6 審議内容（要旨）

(1) 報告事項

第109回郡山市都市計画審議会に付議された案件について

【事務局】

県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、福島県都市計画審議会の承認を経て、令和5年7月28日に都市計画変更が行われた。また、郡山市都市計画審議会会議運営規程改正について、6月7日に改正を行った。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

なし。

(2) 議事

議案第3号 県中都市計画地区計画の決定について(安積町吉田地区計画)

【事務局】

平成31年3月31日に策定した「郡山市市街化調整区域地区計画運用指針」に基づく「安積町吉田地区計画」について位置、規模、考え方など地区計画案を説明し、委員全員の同意を得た。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

【委員】

一般住宅地区 0.9ha の面積でどの程度の区画数を想定しているのか。

【事務局】

事業計画上は、宅地数 37 区画、最低敷地面積は 200 m²である。

【委員】

工作物は原則として設置してはならないとあり、例外として電柱等が挙げられているが、災害時等に対応するため無電柱化を進めるべきではないか。

【事務局】

住宅地まで無電柱化を進めるまでは至っていない現状だが、電柱等については開発許可の際に原則民地に建柱することになる。

【委員】

下水道の整備はどのようになるのか。

【事務局】

下水道は市街化区域の整備となり、今回は市街化調整区域のため浄化槽での対応となる。

【委員】

防犯灯の設置についてしっかりと対応していただきたい。

【事務局】

可能な範囲で開発者へ指導させていただく。

議案第 4 号 県中都市計画地区計画の決定について(三穂田町川田一丁目地区計画)

【事務局】

平成 31 年 3 月 31 日に策定した「郡山市市街化調整区域地区計画運用指針」に基づく「三穂田町川田一丁目地区計画」について位置、規模、考え方など地区計画案を説明し、委員全員の同意を得た。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

【委員】

上位計画との整合性は図れているのか。

【事務局】

図れている。なお、現行の都市計画マスタープランの三穂田地域の地域別構想で、郡山南 IC 周辺は、流通業務拠点として位置付けられている。

(3) その他

郡山市都市計画マスタープラン(原案)の作成状況について

【事務局】

郡山市都市計画マスタープラン(原案)の作成状況、今後のスケジュール等について説明し、委員全員の同意を得た。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

なし。